

甲賀市税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）等が令和 7 年 3 月 3 1 日に公布（第 2 1 7 回通常国会）され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、甲賀市税条例の一部を改正したものです。

2 改正の概要

【法人市民税】【固定資産税】【軽自動車税】【特別土地保有税】【入湯税】

（１） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、項ずれを修正します。

【第 3 6 条の 2 第 1 0 項、第 6 3 条の 2 第 1 項第 1 号、第 8 9 条第 2 項第 2 号、第 1 3 9 条の 3 第 2 項第 1 号及び第 1 4 9 条第 1 項第 1 号関係】

【軽自動車税】

（２） 軽自動車税種別割に係る原動機付自転車の車両区分の見直しに伴い、税率の区分を改正します。

【第 8 2 条第 1 項第 1 号関係】

排ガス規制に対応するため、原動機付自転車の車両区分に、総排気量が 0 . 1 2 5 リットル以下かつ最高出力が 4 . 0 キロワット以下のバイクを追加するもの。

（３） 軽自動車税種別割に係る原動機付自転車の車両区分の見直しに伴い、減免申請書の記載事項に係る規定の整備を行います。

【第 8 9 条第 2 項第 5 号関係】

上記バイクの減免申請の際に、記載事項に総排気量及び最高出力を追加するも

の。

- (4) 道路交通法の改正に伴い、マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備を行います。

【第90条関係】

マイナ免許証の場合は、マイナポータルまたはマイナ免許証読み取りアプリの運転免許情報の画面（氏名等表示有のもの）を印刷したものを提出することを追加するもの。

【固定資産税】

- (5) 地方税法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合について、引用規定の項ずれを修正します。

【制定付則第10条の2関係】

- (6) 特定マンションに係る特例について、申請書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新設し、また、項ずれによる改正を行います。

【制定付則第10条の3関係】

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、マンション管理組合の管理者等から市長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該減額措置を適用することができるもの。

- (7) この条例は、令和7年4月1日から施行します。

【改正付則関係】

3 その他

これらの改正につきましては、税収に影響はありません。